

第14号様式 (第8条関係)
(その1)

収 支 報 告 書

(ふりがな)
1 政治団体の名称

かわ さき なか ふみ ころ えんかい
川崎直文後援会

2 主たる事務所の所在地

吉田郡永平寺町吉波18-25

3 代表者の氏名

川崎 星一

4 会計責任者の氏名

川崎 穰

令和 6 年 分
(令和 年 月 日開催分)

政治団体の区分

- ☐ 政党
☐ 政党の支部
☐ 政治資金団体
☐ 政治資金規正法第18条の2
第1項の規定による政治団体
☒ その他の政治団体
☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- ☐ 2以上の都道府県の区域等
☒ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

- ☐ 有
☒ 無

公職の種類

資金管理団体

の届出をした

者の氏名

国会議員関係政治団体の区分

- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者

の氏名

公職の種類

(ふりがな)
事務担当者の氏名

かわ さき なかの
川崎 穰

連絡先の電話番号

(0776) 63-2585

政治団体コード	年分	報告年月日
	令和	令和

資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する 特 例 の 適 用 期 間

令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	十億	百万	千	円
(前年からの繰越額)				0
(本年の収入額)				0
支 出 総 額				0
翌 年 へ の 繰 越 額				0

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費または会費				
金 額	十億	百万	千	円
員 数				0人

(2) 寄 附													
ア 寄附（イを除く。）の区分		金 額										備 考	
				十億			百万			千		円	
(ア) 個人からの寄附												0	
(うち特定寄附)												0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附												0	
(ウ) 政治団体からの寄附												0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)												0	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)												0	
イ 政 党 匿 名 寄 附												0	
合 計 (ア + イ)												0	

(その 17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権または土地の賃借権	☐	☒	
エ 取 得 の 価 額 が 1 0 0 万 円 を 超 え る 動 産	☐	☒	
オ 預金(普通預金および当座預金を除く。)または貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

(その 2 0)

添 付 書 類 (別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書 (政党および政治資金団体に限る。)
- 3 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 7 月 28 日

政治団体の名称 川崎直文後援会

会計責任者の氏名 川崎 穰

(代表者の氏名は、解散する年の収支報告書にのみ記載すること)

代表者の氏名

- (備考)
- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示または提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面および本人確認書類の提示または提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
 - 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者および会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示または提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面および本人確認書類の提示または提出を行うこと。ただし、代表者および会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。